



申し入れ書を5/22に西川議長へ  
手渡す日本共産党市議団

# 日本共産党浦安市議団 民主的で公正な議会運営のための 改善を求める申し入れ

日本共産党浦安市議団は、5月18日の臨時議会にて改選された西川嘉純議長に対し、22日に「民主的で公正な議会運営のための改善を求める申し入れ」を行いました。

## 1 4項目申し入れ

議会は、住民による直接選挙によって選出された長（執行機関）と、議員によって構成される議会（議決機関）から成り立ち、住民自治を発展させる上でますます重要となつていきます。

正副議長が改選されたことを期に、議会運営上の改善を求めました。

### 1、議長・副議長の任期について

地方自治法どおり4年間とし、現行の2年間とするたらい回しの申し合わせは中止すること

### 2、議会议職選出について

議員はいずれも平等に主権者たる市民の信託を受けて議事に臨んでいることから、議会议職の選出については、会派等の人数に比例配分するなどの公平で民主的ルールづくりをおこなうこと

### 3、常任委員の決定について

各議員の希望ができるだけかなうよう、無会派も含めた会派間の協議で民主的に決定すること

### 4、会派規程の改正について

「浦安市議会内会派に関する規程」第1条を改正し、1人でも会派として認め

### 5、議員発言の拡充について

(1) 2011年3月から導入された一般質問の一问一答方式は、実質的には質問時間が約30分に短縮されることになった。質問時間は答弁時間を含め60分となっているが、答弁時間を含まず60分とすること

(2) 議案に対する本会議での質疑は2人以上の会派等による代表総括質疑となつているが、どの議員も自由に発言できるようにすること

(3) 常任委員会における一般質問を所管事項であれば許可すること

(4) 委員長報告に対する質疑は、委員長報告が行なわれる前に質疑要旨を文書で提出しているが、質疑通告は委員長報告後とすること

(5) 2010年1月27日の議会運営委員会決定により強行された「発言時間の制限について」の運用規定（第1回定例会及び決算審査の委員会における質疑は同一議員につき、答弁を含めて60分を超えることはできない）は二元に戻すこと

(6) 2011年2月4日議会運営委員会決定により強行された代表質問について、代表質問をおこなった議員は一般質問をしないなどとする決定を中止すること

### 6、委員会傍聴について

「浦安市議会委員会条例」第17条は「委員長の許可を受けた者が傍聴することができる」と規定されているが、公開を原則とすべきであり、同条を「委員会の議事は公開する」と改正すること

## 週刊 市議会報告

日本共産党

2017年5月29日

第1415号

【発行】

日本共産党  
浦安市議団

☎ & FAX  
350-1243



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎ 355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎ 354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

## 7、市民への周知について

- (1) 市民への会議日程の事前周知と充実を図ること
- (2) 本会議中継のみとなつていているインターネット中継は、常任委員会・特別委員会中継もおこなうよう改善すること
- (3) 議案の提案理由説明と会派代表等総括質疑・答弁のみの放映となつていているケーブルテレビ「ジェイコム千葉」放映は本会議の全中継を行なうように改善すること

## 8、議会だよりの改善について

- (1) 議案等への議員の態度一覧を掲載すること
- (2) 質問者・質疑者の顔写真を氏名と共に掲載すること

## 9、議員視察について

- (1) 視察は目的、計画を明らかにし、必要最小限の日程とすること
- (2) 議会事務局の同行は必要最小限とし、できれば全廃すること
- (3) 視察先への手土産は廃止すること

## 10、陳情の取り扱いについて

- (1) 従来、浦安市議会が請願・陳情を同等に扱い、委員会付託による審査を原則としていた取り扱いを、2006年7月10日の全員協議会決定で、「浦安市議会委員会条例」の運用がかえられ、陳情のみを議会での審査なく議員配布にとどめる差別的扱いとされた。

憲法第16条に位置づけられた国民の請願ならびに地方自治法第109条3項で陳情の審査を議会に義務付けていることから、議会は国民の権利、住民自治を尊重する立場にたちかえり、こうした陳情の不当な取り扱いをただちに中止すること

- (2) 請願者・陳情者が委員会審査における意見陳述を希望すればその機会を保障すること

## 11、政務調査費について

- (1) 現在政務調査費の領収書添付の義務付けは、「政務調査費の取り扱いについて」の申し合わせ(2001年3月通知)に定

められているが、これを「浦安市議会政務調査費に関する条例」に定め、領収書添付の義務付けをより明確化すること

- (2) 政務調査費の使途基準に広報費を定め、議会活動を市民に広報し、啓発する活動の費用についても支出できるようにすること
- (3) 使途基準を項目ごとにチェックし、細かな基準づくりに取り組むこと
- (4) 政務調査費を活用し議員が視察に参加した場合、その報告書を作成し、議会ホームページで公開すること

## 12、専決処分について

全国都道府県議長会、全国市議会議長会の求めから地方自治法第179条1項が改正され専決処分の要件がより明確化された。

さらに全国都道府県議長会が「現状の運用実態に見られる専決処分事由の拡大解釈やこれにもとづく安易な専決処分は、議会の住民代表機能を侵害することになる」として、議会を招集する暇がないと認めるときの要件に議長と首長の協議を原則とすることを求めた趣旨を生かし、専決処分の際は必ず議長との協議を前提とすること

## 13、議事録の迅速な公開について

- (1) 現在議事録は次の定例会の直前に配布されているが、この配布時期を早めること
- (2) 未定稿議事録原稿を一切出さないとした2009年3月19日の議長の指示による決定を撤回し、従前どおり希望する議員には全て公開すること

## 14、当局資料の迅速な開示について

議員が議案や行政課題調査のために必要とする資料については、迅速に各議員の要請にもとづき対応するよう、議長として当局に申し入れること

